

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住
所

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

名 称 株式会社オートボックスセブン

代表取締役 堀 井 勇 吾

住 所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）秋田下新城複合商業施設

所在地 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼431番1外 14筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住
所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号

名 称 株式会社オートボックス東日本販売

代表取締役 藤 原 伸 一

住 所 千葉県市川市鬼高三丁目32番12号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年10月27日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1723.83m²

(6) 駐車場の収容台数

60台

(7) 駐輪場の収容台数

14台

(8) 荷さばき施設の面積

72.00m²

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

35.70m³

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 株式会社ツルハ

(ア) 開店時刻 午前 7 時

(イ) 閉店時刻 午前 0 時

イ 株式会社オートボックス東日本販売

(ア) 開店時刻 午前10時

(イ) 閉店時刻 午後 7 時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時30分から午前 0 時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

ア 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 9 時まで

イ 荷さばき施設② 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和6年2月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年3月8日から同年7月8日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由